

### 第3回 仙台市役所本庁舎建替基本構想検討委員会 議事録

日時 平成30年3月26日(月) 14:00~16:04

場所 仙台市役所本庁舎2階 第3委員会室

出席委員 増田聡委員長, 佐藤健副委員長, 伊藤清市委員, 内田美穂委員, 姥浦道生委員, 大草芳江委員, 鈴木未来委員, 高橋直子委員, 堀江俊男委員, 山浦正井委員

事務局 板橋秀樹財政局長, 高谷昌宏財政局次長兼財政部長, 佐々木隆之理財部長, 大庭隆一庁舎管理課長, その他職員

#### 1 開会

司 会: ただいまから, 第3回仙台市役所本庁舎建替基本構想検討委員会を開会します。私は, 本日の司会を務めさせていただきます, 財政局理財部庁舎管理課長の大庭でございます。よろしくお願いいたします。

#### 2 出席委員・配布資料確認

司 会: 本日の委員会は, 全員ご出席いただく予定となっておりますが, 姥浦委員が少し遅れるとの連絡がありました。現在, 委員の過半数が出席しておりますので, 仙台市役所本庁舎建替基本構想検討委員会設置要綱第5条第2項の規定に基づき, 会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

次に, 配付資料の確認をさせていただきます。本日の次第がございまして, 次からがA3判の資料です。まず, 資料1として「本庁舎建替ワークショップについて」, 以下, 資料2の「市民・議会からのご意見等について」から, 資料8の「現庁舎敷地内に立地する場合の新庁舎の整備方針について」でございます。いちばん最後に, 参考資料としてA4判で「仙台市役所本庁舎建て替えに関するアンケート調査の結果について」となっております。資料の不足はありませんでしょうか。

#### 3 議事

司 会: それではここからの進行につきましては, 増田委員長にお願いしたいと思います。増田委員長, よろしく願いいたします。

##### (1) 会議の公開・議事録の作成について

増田委員長: それでは, 会議を進めてまいります。はじめに, 委員会の公開についてです。本日の会議では, 特に個人情報等を扱うことなどはありませんので, 公開とさせていただきますことよろしいでしょうか。

～ 一同異議なし ～

増田委員長 : ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。次に、議事録の作成についてです。以前にお決めいただいたとおり、私と、もう一人の委員にご署名をいただいて、正式な議事録とすることとしておりますが、今回の署名委員は、現在ご出席の中での名簿順で、大草委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

～ 一同異議なし ～

増田委員長 : ありがとうございます。それではそのようにさせていただきます。

## (2) 市民及び前回会議におけるご意見等を踏まえた与件や論点の整理について

増田委員長 : 次に、前回の会議での議論も踏まえて、事務局のほうで資料を準備いただいておりますので、まずは事務局のほうから、ご説明をお願いします。

～ 事務局から説明 ～ (資料1～資料5・参考資料)

事務局 : それでは、資料1をご覧ください。去る3月3日に開催をいたしました「本庁舎建て替えワークショップ」につきまして、その開催概要と参加された方々から寄せられたご意見を紹介しております。

ワークショップは、15年後、市民に愛される市庁舎では、どんな情景が繰り広げられているかをイメージしていただき、こういうふうな庁舎、こういうことをすることができる庁舎になっていたら良いなというテーマや、新庁舎には、どのようなコンセプトや機能が必要か、というテーマで、多数のご意見が出されました。

この資料では、基本構想検討委員会でご議論をいただいております新庁舎の立地や整備方針に関する内容、コンセプトや機能に関する内容と、それらの視点ごとに分類し、わかりやすくまとめております。特に参加者から多く賛同されたご意見を中心に掲載しておりますが、これらのご意見につきましては、のちほどご説明いたします資料5の新庁舎の機能や、資料6以降の、新庁舎の整備方針に関する資料の基礎として活用しております。

次に、資料2をご覧ください。本年2月に行いました、無作為抽出した市民2,000名へのアンケートなど、各種アンケートの結果をお示ししております。それぞれ、アンケート対象ごとに、Aは赤色、Bは青色、Cは緑色と色分けしてございます。質問事項は、共通で3問お願いし、問1と問2はそれぞれの選択肢から3つまで選択をする形式としております。

(2)のアンケートの結果は、問1が左側のグラフ、問2が右側のグラフに示しておりますが、問1の望ましい市役所としては、東日本大震災の被災経験や、

国内における自然災害等の多発の影響もあるものと思いますが、「災害時に災害対応の拠点として機能する市役所」を筆頭に、「年齢や障害の有無などに関わらず誰もが使いやすい庁舎」、「将来の様々な変化に対応でき、長期にわたって使える庁舎」への回答が多かったという結果でございます。

また、問2の市民の様々な活動の拠点にできるものとして、どのような場所があれば良いかという質問では、「暮らしや観光、催し物などの情報を受信・発信できる場所」を筆頭に、「待ち合わせや談話ができるロビーや憩いのスペース」や、「イベントなどが行える屋外広場」への回答が多いこと、また、緑色の各種団体からの回答では、「研修や会合などが行える多目的室」への回答が多いことなど、活発に活動されている各種団体ならではのご意見でございました。個人・団体を問わず、アンケートにご協力いただいた方々から、大変真摯にご回答いただきましたことがうかがえまして、心より感謝をしております。

なお、アンケートには自由記述欄を設けておりましたが、多数のご意見をいただきましたので、実施したアンケートの詳細とともに、参考資料として配布しております。のちほどご覧いただければと存じます。

また、資料2の右側中段には、前回会議以降の、ホームページ等を通じて寄せられた市民意見を掲載しております。

最後に、3. 仙台市議会調査特別委員会からのご意見についてでございます。このあとご議論いただきます、「新庁舎の整備方針」につきまして、調査特別委員会からのご意見をご紹介しますので、ご参照いただければと存じます。

続きまして、資料3をご覧ください。基本構想の全体像と市民意見等の反映についてでございます。

これまで、各所から様々なご意見をいただいておりますが、これらを今後、どのように活用するかについてご説明するために、まず、事業全体の中で、現在検討を進めている基本構想がどのような位置付けとなっているかをご説明しております。

その上で、2として、現時点における基本構想の構成の案をお示しし、資料3の右上、3. 基本構想と基本計画との違いにおきまして、基本構想時点、基本計画時点、それぞれで何を、どこまで記載するのかを明記しております。

現時点でお寄せいただいているご意見は、抽象的なもの、具体的なもの、何か別の要素の決定を前提としたものなど、様々なレベル・内容のものがございまして、今後のとりまとめに向け、基本構想の内容について共通のイメージを持っていきましようという趣旨で、資料を作成したものでございます。

資料の内容でございますが、基本構想に関する部分は赤色で、基本計画に関する部分は青色で表記しております。

1. 基本構想の位置付けでございますが、基本構想は本庁舎建て替えのプロセスにおいて、今後の検討の大枠や方針となるものでございます。

基本構想策定後には、基本構想の具体化や設計等に向けた条件設定を検討してまいります。基本計画でより具体的に詳細なところまでつめることにより、その後に行われる基本設計が円滑に進むことが可能となります。

次に、2. 基本構想の構成案でございます。他都市の基本構想の事例を参考とすると、今回策定する基本構想の構成は、ここに記載の表のとおり想定しております。

まずは、本庁舎を建て替えることとし、基本構想を策定する経緯・目的、本庁舎等の状況、課題等ですが、これらは既に皆様にも配付しご説明しております、平成28年度に作成された「仙台市役所本庁舎諸課題対策検討報告書」に基本的なデータがありますので、再整理したものを掲載することになります。

赤色の部分の新庁舎のコンセプト、機能と基本的な性能、規模、立地と整備方針につきましては、市民の皆様や市議会調査特別委員会から寄せられたご意見も含め、この検討委員会でのご議論等に基づき、一定の方針を固めたものを掲載することになります。

次に、3. 基本構想と基本計画の違いでございます。それぞれの項目ごとに基本構想段階ではどこまで検討し、次の基本計画段階ではそれをどう検討するのかをまとめております。

コンセプトは、事業全体を貫く理念的な柱なので、基本計画でも変わりません。機能と基本的な性能は、コンセプトをやや具体化して、大まかな用途やそれぞれが有すべき基本的な性能等を定め、基本計画では、諸室等の単位で具体的な仕様、性能や棟内配置等を定めます。規模は、基本構想では、暫定的な面積を定め、基本計画では、実際の利活用を想定しながら、動線計画や他室との兼用の可否等と併せて、諸室等の単位で過不足を精査します。立地・事業手法は、基本計画での具体的な検討を行うため、基本構想段階で、立地等を定めて建築条件や事業の方向性を明確化する必要があります。整備方針は、今後基本計画にて具体的に掘り下げた検討を実施するパターン・棟の構成を定め、基本計画で、敷地利用・外構計画、棟の高さ・形状、導入する設備・技術等の具体的内容を定め、設計に反映すべき条件を設定します。このように段階的により具体的に詳細に検討していくこととしております。

最後に、4. 市民意見等の反映のしかたでございますが、事務局といたしましては、基本構想には主に、具体的なお意見の背景にある基本的な考え方や事業の方向性など、今後の事業の大枠に関係する内容について反映を図り、諸室の新設のご要望などの詳細・具体的なお意見は、今後の基本計画の検討や、また、設計、管理・運用検討の段階において活用させていただくことを想定しております。

続きまして、資料4をご覧ください。立地検討の与件等についてでございます。前回までの会議や先日のワークショップにおいても、本庁舎の建て替えを契機に、庁舎と市民広場と定禅寺通の3つの連続性や一体性を持たせ、賑わいの相乗効果を生むことが重要とのお意見を多数いただいておりますが、一方で、本庁舎にはコンクリートの耐用限界による、時間的な制約があることも事実でございますので、庁舎、市民広場、定禅寺通それぞれの現状をご説明して、立地の検討の与件をお示いたしますとともに、立地の検討に影響する要素と新庁舎の着工までのプロセスにより、本庁舎の検討、市道の廃道の検討、市民広場の検討の3つの要素と、それらの検討の順序について整理しております。

今回の会議では、只今申し上げた3つの要素につきまして、どこまで建て替え事業の中に含めるのか、どこからオプションとして切り分けるのか、その線引きをどこにするかが重要な論点でございます。

それでは、資料の内容でございますが、資料左側の、1. 本庁舎・市民広場・定禅寺通の現状でございます。本庁舎につきましては、建築設備の老朽化とコンクリートの耐用限界のことをお示ししております。

市民広場と定禅寺通につきましては、本市における魅力向上や活性化の取り組みの現状をお示ししております。市民広場の南側部分では、暫定的な施設の「ライブラリーパーク」を設置し、この取り組みから得られる様々な知見を、勾当台エリアの将来的なあり方の検討に活かす予定としております。また、定禅寺通につきましては、これまでも様々な取り組みを行ってきたところではございますが、更なる魅力向上・活性化に向け、交通量調査に着手するとともに、関係者や各種団体、市民の皆様との対話・意見交換を開始したところであり、平成30年度には、地域関係者等との協議会を設置する予定となっております。

次に、資料右側の、2. 立地検討の与件でございますが、立地の検討におきまして、庁舎と市民広場と定禅寺通に連続性を持たせ、まちづくりの相乗効果を生むことは重要な視点でございます。一方で、本庁舎は平常時・災害発生時を問わず機能を停止することができないため、コンクリートの耐用限界による業務を継続できなくなるリスク回避のため、できるだけ早期の建て替えが望まれます。まちづくりへの寄与とともに、早期の建て替えを行うことを与件としてお示ししております。

次に、3. 立地検討に影響する要素と新庁舎の着工までのプロセスでございます。これまでの立地に関するご議論により、立地検討に影響する要素は、「本庁舎」、「勾当台公園地下駐車場の取扱いや周辺交通処理を含む市道表小路線の廃道」、「市民広場」の3点に整理されますので、これらの要素で組み立てた新庁舎着工までのプロセスについてご説明いたします。

(1) の新庁舎の市民広場付近への立地、前回会議における立地B案で、①の新庁舎が廃道部分と市民広場部分にかかる場合ですが、本庁舎の検討の前提として、市民広場の検討と廃道の検討をする必要があります、その後本庁舎の検討、市民広場・廃道に関する諸手続きを経て、着工することとなります。②の新庁舎が廃道部分のみにかかる場合は、市民広場に関する検討は、本庁舎建て替えに関連する別の事業として段階的に検討することができ、廃道の検討のみを行い、本庁舎の検討をすることとなります。

(2) の新庁舎の現庁舎敷地内への立地、前回会議における立地C案の場合ですが、市民広場の検討や廃道の検討は、本庁舎建て替えに関連する別の事業として段階的に検討することとし、本庁舎の検討をするだけで着工するプロセスとなります。

また、資料の右下に参考といたしまして、新庁舎が現庁舎敷地に立地となった場合の、市民広場の側からの、連続性の確保のための市民広場の改修イメージにつきまして、3つのイメージを例示しております。

写真左下の事例は、川崎市本庁舎建替計画案の事例でございます。一般道路を自動車の往来を禁止した歩行者専用道路とし、平面的に庁舎と広場を接続するものです。この事例では、新庁舎は、道路部分を含めずに整備することとなっております。新庁舎整備と、歩行者専用道路化とは、関連性はあるものの、それぞれ別の事業として段階的に整備することとなります。写真右上の事例は、JR仙台駅西口の皆様ご存じのペDESTリアンデッキでございます。道路の上に広場を移して、車道を維持しながら、庁舎と広場を接続するものです。

写真右下は、東京都庁前の都民広場の事例でございます。サンクンガーデンと呼ばれるもので、広場を半地下化して車道を維持しながら、地下で庁舎と広場を接続するものです。都心部などでは、地下に開放的な空間を設け、市民が集う憩いの場所として近年さかんに建築設計に取り込まれております。

なお、これらの事例をご紹介させていただきましたが、いずれもイメージでございます。仙台市として、既になんらかの市民広場の整備方針を決定しているというわけではございませんので、今後、どのような整備方針とするか長期的な視点で検討していくこととなります。

続きまして、資料5をご覧ください。前回の会議のテーマの、新庁舎の機能と規模につきまして、委員の皆様のご意見や、先日のワークショップ等にて寄せられた市民の皆様からのご意見などを基に、再度、考え方を整理しております。

1. 市の各施設の役割や位置付けでございますが、仙台市の各施設の役割や位置付けを分類し、これまで、分散する各庁舎を集約すべき、としてきた理由をご説明しております。

緑色で記載の区役所、市民利用・文化施設、消防局・交通局などのその他の行政施設は、市民の皆様や地域への直接的なサービスの提供や、専門性の高いサービスを提供する施設で、それぞれが担う特定の分野に特化し、各地域やまちなかに分散配置されております。

一方、赤色で記載の政令指定都市の市役所本庁舎は、全市的な連絡調整や全市的な業務の企画・管理・意思決定等を行い、市災害対策本部や市議会機能を持つ所でございます。市役所本庁の業務を行う施設として、本庁舎の他に5つの分庁舎と5つの民間ビルを借用した仮庁舎があり、庁舎の分散化が課題となっているところでございます。本庁舎の建て替えにあたりましては、整備する新庁舎の他に、平成27年5月に改築したばかりの上杉分庁舎を引き続き使用することとしております。

2. ご意見等を踏まえた新庁舎の機能の考え方でございます。前回の会議で出されました、「行政機能・議会機能・災害対策機能の3つの機能は、基本的に現状の機能を踏襲することになる」とのご意見を基に、ワークショップ等での市民意見などを参考に、新庁舎の各機能の中に盛り込む、いくつかの視点をお示ししております。

(1)の行政機能では、①の利便性の向上と、セキュリティの向上、②の業務効率の向上と、知的生産性の向上などでございます。また、本市の掲げる「市民

協働」につきましては、③の多様な主体との協働では、富山県の氷見市役所にも設置されているフューチャーセンターを一例として挙げております。

(3)の災害対応機能では、①の耐震性能の向上と、災害対策本部の復帰や強化のほか、防災・減災についての教育や意識啓発への寄与、災害対策スペースへの柔軟な活用などがございます。

(4)の市民利用・情報発信機能につきましては、基本計画や設計などの段階で、具体化のプロセスそのもので市民協働を図ることを考えております。

コンセプトから繋がる仙台らしさの具体的なものとして、①のイベントスペースや市民が利用できる会議室等を設置し、市民が集まり、立ち寄る施設を目指す、②の様々な仙台を感じる空間を目指すなどが考えられます。

※2では、前回の会議におきましてご要望のありました仙台市中心部の市民利用施設内にある会議室等の平成28年度の貸出区分毎の利用率を掲載しておりますが、市民活動サポートセンターやせんだいメディアテークの利用率が高い状況となっております。

最後に、3.新庁舎の規模につきましては、基本構想の段階では、機能ごとの詳細な内訳を記載することは困難でございますので、議会機能を含む新庁舎全体の規模の目安を定めることとしております。本庁舎高層棟の1フロアに相当する1,900㎡を増加させた、専有面積ベースで37,500㎡を目安としておりまして、後の基本計画の段階で、詳細な規模の精査を行ってまいります。

(1)の行政機能では、職員研修所は、職員の業務効率の向上や知的生産性の向上に寄与し、研修室の災害対策スペースへの転用も可能と見込まれるため、新庁舎に集約し、規模を最適化した上で加算します。

(4)の市民利用・情報発信機能では、今後基本計画の検討段階で具体的な諸室を検討してまいります。現状からの規模の拡大を想定しますが、共用部分を有効活用するなどの工夫により、極端な規模の増加とならないよう留意してまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

増田委員長： ありがとうございます。ただいま、事務局のほうから説明いただきましたけれども、皆さんからご意見、ご質問などありますでしょうか。

佐藤副委員長： 資料2の確認についてです。市政モニターの方は今回の調査のためではなくて普段、市政についてお答えいただいている方に対して、今回の課題について調査をされたという理解でよろしいでしょうか。

事務局： 市政モニター200名は、すでに市政モニターとして就任されている方で、今回この時期に別のアンケート調査がありましたので、それに本庁舎の建て替えも合わせてアンケートをした、ということでございます。

佐藤副委員長： 同じ資料の3番目の「議会の委員会からのご意見」にリストアップされているものというのは、議会としての統一された見解なのか、委員会のメンバーの個別の意見がそのまま載せられているのか、どちらでしょうか。

事務局： 3の調査特別委員の意見というのは、まず何に基づいたご意見かという点、この後にご説明する資料6から資料8について調査特別委員会の方にご説明してご意見を頂いたものです。本庁舎の整備方針、どこにどのように建てるかという内容になっています。調査特別委員会の意見のまとめ方は各会派から代表として届いており、個人的なご意見もあれば会派を代表したご意見もまとめて、市議会議長にも報告の上、市のほうに提出されたものです。

高橋委員： 基本構想と基本計画の2つについて、面積に関係することだと思いますが、今後10年後、15年後に市役所の中で働く場合、今よりももっとペーパーレス化が進むとか、これまでの資料の保存はどこですかというような、規模が重要になってくると思いますが、そういったものはどの部分に盛り込まれるのでしょうか。

事務局： 行政機能の中で、事務室スペース、執務室、そのバックヤードとなる倉庫も行政機能の中にも含まれていくと思います。ペーパーレス化は市役所の中でも非常に課題であり、なるべくペーパーレス化を図るところではありますが、一方で市民の皆様からの申請書類はハンコが押されていたり、会計の支出事務をする際にどうしても紙ベースで支払いをしなければならない、あるいは補助の申請や公共建築物の設計図面はデータでも紙でも来るので、今後どれだけ紙をなくしていけるかがテーマであります。そういったものを含めて事務室や倉庫の規模も考えていかなければならないと思っています。市役所の中ではそれらをこれからどのようにしていくかを、内部でワークショップなどをしながら検討していきたいと思っています。

高橋委員： それはいつごろの時期になるのですか。

事務局： これまで職員研修所や消防局の話はすでに庁内検討ということで関係部署との調整をしているところではありますが、細かいところについては基本構想を策定した後に議論をしていきたいのと、また、庁内で4月から別のテーマで議論を行うなど段階を踏んで行っていきます。

高橋委員： 最初の37,500㎡という数値が最後まで残ってしまうことが気になっています。ペーパーレス化をしていった場合に、資料を保存する場所は現敷地のような坪単価の高いところに置くべきものなのではないでしょうか。その仕分けがあれば費用はかなり抑えられる気がしますが、最初にこのような数字が出てしまうと最後まで残ってしまうのではないかと、という気がしますがいかがでしょうか。



増田委員長： 仙台市の公文書管理全体をどうするのか、公文書館のようなものという話は、もう一方で大きなテーマとしてあり得るので、それはありようによって変わりますし、資料は博物館やメディアテークなどいろいろなところに分散されているので、その点は検討の課題だと思いますが、設計要件に盛り込むものとして詳細な数字は今のところ上がっていません。

事務局： 補足です。これまでの資料だと35,600㎡を36,000㎡と基本的な数字としておさえていましたが、職員研修所の加算や市民利用・情報発信機能は現状の500㎡では足りず、市議会の機能も現状のスペースだけでは足りないだろう。何かベースを作らなければ収まりも付かないので、現在の高層棟1フロア分1,900㎡を加算した37,500㎡を基本構想の段階では基本にします。これから市民利用機能などで必要な面積や、行政機能はどのくらい効率化できて収められるかを今後検討していきますが、まずは基本的な数字として示させていただきました。

山浦委員： アンケートを見ると、様々なことを盛り込んだほうが良いという意見もありますが、盛り込むよりも精査する方が望ましく、実用的な庁舎を希望する意見も結構あったように受け止めました。資料5で1フロア分をバッファとして乗せて研修所や市民の情報提供機能として上乘せをしていますが、研修所を入れた理由に「業務効率向上や知的生産性に寄与するため」とありますが、研修所は本来庁舎内にあった方が良いのかどうか。また、防災機能の強化の中で消防との関連は今のままで良いのか。最終的な新庁舎の中に現在の仮庁舎や分庁舎を集約し規模を決めるのが手順ですが、その中にどれをどのように組み合わせて入れ、残る上杉分庁舎と組み換えするということを含めて基本計画の中では詰めていき、庁内的な議論もブレイクダウンしていくべきではないでしょうか。

増田委員長： 資料2のアンケートの問1で、1と5と6の、災害対応や市民利用の施設と、長期的に比較的安いコストで運営が回るものとの両立のバランスの問題は仙台市以外の政令市でも考えているところです。5にあるように状況が変わっても対応できる考え方で、どのようなものを入れ込めるかを、基本構想の段階では提言しておければと思っています。

### (3) 新庁舎の整備方針について

増田委員長： 次に移りたいと思います。資料6以降の説明について事務局からお願いします。

事務局： それでは、今回の会議のテーマでございます整備方針の資料の説明に移ります。前回までの会議におきまして、本庁舎の建て替え場所について、現在の本庁舎敷地で建て替える場合と、勾当台公園市民広場付近まで敷地を広げて立地を考えた場合の2つの立地パターンについて、どのような配置案があるのか、具体的なイ

イメージをわかるものが欲しいといったご意見もいただいておりますので、それらのご議論を踏まえ、資料を作成しております。

まずは、資料6をご覧ください。

1. 整備方針検討の流れでございますが、基本構想では、新庁舎の立地と整備方針の絞り込みをしていただきまして、次の基本計画の段階で、敷地の中での建物をどのように配置するかなどの配棟計画や、設備の仕様・性能、各機能の棟内配置等の詳細な議論を行う等、段階的に検討を進めてまいりたいと考えております。

また、整備方針には、棟の構成など、立地の影響を受けない共通の部分と、スケジュールなど、それぞれの立地の特性に影響を受ける部分とがございます。立地による影響を加味したものにつきましては、のちほど、資料7と資料8でご説明をいたします。

次に、2. 整備方針の考え方でございますが、(1)では、工事中の市民の方々の利便性の維持や災害時の対応のために、現在の本庁舎の高層棟部分を使いながら建て替える必要があること、(2)では、コンクリートの耐用限界に達する前のできるだけ早期の新庁舎整備が望まれること、(3)では、ゆとりのある敷地利用により、緑化面積の増加や、将来の建て替えスペースの確保を可能とすること、(4)では、平常時はイベントスペースとして、非常時には災害対応スペースとして、多様な利活用ができるアトリウムや防災広場を設置するなどの、どの立地でも考慮すべき共通の考え方、基本としている考え方をお示ししております。

なお、右側の※印の解説ですが、※1では、(3)に関連し、将来の建て替えスペースを確保する手法として、仙台市立病院の整備事例を紹介しております。また、※2では、(4)に関連し、アトリウムのイメージと防災広場の概念図をお示ししております。

次に、3. 整備方針でございますが、1棟で整備するパターンと、2棟で整備するパターンの2つのパターンをお示ししています。2棟整備パターンでは、行政機能と議会機能を一体にした「ケース1」と、議会を単独棟とする「ケース2」を記載しており、それぞれの場合の想定される建築概要と、災害対応・危機管理や、まちづくり、利便性などの観点から、メリット・デメリットなどの特徴をお示ししております。

想定建築概要のところがございます※4でございますが、この表の下のほうに、※4の専有面積の考え方を記載しておりますので、こちらをご覧ください。

行政機能につきましては、引き続き使用することを考えている上杉分庁舎を除く現有規模に職員研修所分を加えた面積、議会機能につきましては、現在ご検討いただいております市議会での議会のあり方によるものとしております。災害対応機能につきましては現有規模程度、市民利用・情報発信機能につきましては、この検討委員会や市民意見等に基づき拡充することを想定しております。

このような考え方によりまして、先ほどもご説明しましたとおり1,900㎡増加の37,500㎡と想定いたしまして、具体的な数値や内訳につきましては、

今後の基本構想の検討や、来年度に行う予定の基本計画の検討の過程で精査してまいりたいと考えております。

次に、資料7をご覧ください。こちらは、市民広場付近に整備するパターンでございます。

(1)では、前回の有識者会議でのご意見を踏まえ、賑わいを維持するために、市民広場は残すこと、交通への影響を考慮して、駐車場を可能な限り維持することを基本としております。新庁舎の敷地には市民広場を含めず、現在の市役所の正面、市民広場との間にあります「市道表小路線」の部分までを敷地とすることで、市民広場をすべて残し、新庁舎を整備するものでございます。

なお、現在の本庁舎敷地で新庁舎を整備する場合であっても、容積率や建ぺい率などの制限を、全て満たすことができると確認できましたので、道路部分を敷地に含めることは、敷地が不足するからということではなく、新庁舎を市民広場に近づけることを目的としたものとなります。

(2)では、新庁舎の早期整備を実現するために、市民広場を敷地に含めないことで、公園に関する都市計画変更を不要とし、スケジュール上の不確実性の低減を図ります。

(3)では、「市道表小路線」を一部廃止して、現在の道路上にも庁舎を整備することになることから、車の通行をさせないということになるため、交通処理に関する公安委員会等との調整や、市民の皆様との合意形成のうえ、市議会の議決を経て進めることが新庁舎整備の前提となります。

(4)は、下水道処理との関係でございますが、図面で青色の囲みでお示ししている地区一体の下水道処理は水圧ではなく、適切な勾配による傾斜により下水を流す方式となっております。青の矢印でお示ししている廃道する部分がこの地区の下水の流れの末端であり、勾当台通り・バス通りに埋設されている下水道本管に流れていく構造となっております。そのため、道路上に庁舎を建設する場合は、道路に埋設されている下水管の切り回しや移設が必要と見込まれ、下水道網の再構築に要する工事費が整備コストとして増加することを記載してございます。

周辺の建物などを含め、イメージを分かりやすくするために、模型を製作して準備しております。資料の右上、2の1棟整備パターンの概要でございます。模型とともにご覧ください。

市民広場付近に1棟で整備する場合の手順やコストをお示ししておりますが、このコストには、ただいま申し上げました下水道工事費や各分庁舎の解体費用、廃道に関連するものは含まれておりませんので、別途その費用が掛かることとなります。

その下のスケジュールでございます。廃道に関する調整や市民の合意形成が得られしだい、基本計画に着手することとなりますが、市道表小路線は、定禅寺通から北四番丁通までの間に設けられている東西方向の道路のうち、唯一の両面通行の道路でございまして、他の道路は全てが一方通行となっております。

このような道路の状況を踏まえますと、資料の右下の「ポイント」にもございますが、スケジュールの不確実性が高く、新庁舎の供用開始が本庁舎の耐用限界に間に合わない可能性が高いものと考えられます。

また、資料の中ほどにイメージパースがございますが、模型でもご覧いただいておりますように、この建て方の場合ですと、市民広場に対する相当の圧迫感があるものと考えられます。

1枚おめくりいただきまして、資料7の2枚目でございます。資料の左側が、市民広場付近で、行政と議会を一体とした、2棟で整備するパターン、資料の右側が、市民広場付近で、議会を単独棟として、2棟で整備するパターンでございます。模型をご覧ください。資料の左側のパターンでございます。

続きまして、資料の右側のパターンでございます。

ポイントといたしましては、先ほどの1棟の整備パターンと同様に、スケジュールの不確実性があること、また、1棟案ほどではありませんが、市民広場への圧迫感があることなどをお示ししております。また、議会棟を単独で整備する場合は、議会棟の高さが、地上5階建て程度と想定されますので、ほかのパターンよりは圧迫感は軽減されることなどがございます。

以上が、市民広場付近に立地する場合の特徴でございます。

最後に、資料8をご覧ください。こちらは、現在の本庁舎敷地内に整備するパターンでございます。

資料の左側、1. 整備方針とその考え方でございますが、前回の有識者会議でのご意見を踏まえた考え方や、時間的な制約のある本庁舎の建て替えは早急に、確実な実施を目指し、また、このような制約のない市民広場等は、今後、長期的な望ましいあり方について議論するなど、それぞれ段階的に検討を進めること、また、市民広場の検討の進捗に応じて、新庁舎の設計や施工の段階から十分に配慮していくことを想定しております。資料左下の、2. 現庁舎敷地に1棟で整備するパターンですが、模型とともにご覧ください。

1棟で整備する場合は、様々なバリエーションにより、仮移転の規模や期間も変化してまいります。資料8の右側の2つのイメージパースがその一例でございます。上・右となっておりますものが、低層棟部分ではなく現在の議会棟部分のみを先行解体する場合の例でございます。

下・左としてお示ししているものが、現在の庁舎の低層棟部分と議会棟の両方を先行解体し、敷地の西側、現在の議会棟付近に整備する場合のイメージパースでございます。

スケジュールとポイントにつきましては、早期の整備が可能で、庁舎の耐用限界を超過する可能性は低いこと、市民広場に対する圧迫感は、道路を挟む分、資料7でご説明いたしました各パターンと比べて、多少軽減されることなどが挙げられます。

1枚おめくりいただきまして、資料8の2枚目でございます。資料の左側が、現庁舎敷地内で、行政と議会を一体として2棟で整備するパターン、右側が、現

庁舎敷地内で、議会を単独棟として2棟で整備するパターンでございます。模型をご覧ください。資料の左側のパターンでございます。

続きまして、資料の右側のパターンでございます。

左側のケース1が、全てのパターンの中で、最も早く新庁舎の整備が可能であり、現本庁舎の耐用限界の超過リスクを解消することが可能となっております。

整備に要するイニシャルコストにつきましては、どちらの立地におきましても、1棟で整備するより2棟を整備する方が若干高くなる傾向がありますが、いずれにしても、概ね400億円規模の事業費と試算されております。

イニシャルコストは、跡地活用方針が未定の各分庁舎の解体費用、市民広場の再整備費用は含んでおりません、また、平成30年2月時点の建設物価等に基づき、消費税を10%、公共従来方式による発注と仮定した費用でございますが、基本計画など今後の検討に応じて引き続き精査をしてみたいと考えております。

資料の説明は以上でございます。

増田委員長： ありがとうございます。皆様からご意見、ご質問などいただければと思います。いかがでしょうか。

伊藤委員： すべての案に共通するところですが、いろいろな立地条件を示して頂きましたが、周辺道路の再構成についてです。例えば北一番丁通りは一方通行なので、立地によっては両方通行を考えるなど、また表小路は廃道になるとより渋滞や回り道の原因となるので、それに対する計画、予定は考えているのでしょうか。

また市民広場は私どももイベントで使わせて頂いていますが、朝から晩まで1日使うとなると、庁舎が北側の表小路のギリギリまで接していると結構圧迫感があるのと、日照が当たらず気温差が激しくなるので、ある程度市民広場に開放感があった方が良くはないのでしょうか。どちらかといえば道路の再構成についてお聞きしたいです。

事務局： 現在の市役所の北側の道路、北一番丁通りですが、今は東から西へ行くための一方通行路となっていて、市役所の北側の駐車場1階に停める時はそこから入っていきます。今の計画では道路まで巻き込んだ現敷地になるので、新庁舎の車の動線を検討する際に、バス通りから直接入れるのか、北一番丁通りを敷地内に拡げて市庁舎に来庁される方の車は広めに誘導する整備をするのかなど、今後設計上で配慮をしていくことが考えられます。また仙台市の道路行政として、今後北一番丁通り全体を拡幅するののかというのもこの先出てくる可能性はあるかと思えます。

表小路の廃道につきましては、それをして庁舎を建設する場合にスケジュール的にもかなり時間がかかるということで資料として示しています。前段でも説明したとおり、周辺では両面通行の道路が限られていますので、車の通行を制限す

ることの不便さをどのようにすれば市民全体を巻き込んで考えていけるかというのも課題の一つです。

鈴木委員： 廃道のところまで庁舎を造る場合は、工事期間中は市民広場は使えるのでしょうか。

事務局： 市民広場を使えなくしないために道路まで、という計画にしています。道路や地下駐車場は制限がかかりますが、市民広場そのものは工事中でも使える想定はしています。ただ、工事中はかなりうるさいという影響はあるかもしれません。

鈴木委員： 圧迫感があるというのは市民広場のステージの後ろの大きいビルが建っているようなイメージですと、市民広場のステージの位置を変えるというような市民広場の使い方も検討するべきではないでしょうか。イベントで使わせて頂いている中では、圧迫感になるべくない方が来た方も楽しめるのかなと思います。

事務局： 今回の資料では、市民広場の近くに寄せ道路も巻き込んだ位置に庁舎を建てるパターンと、現在の敷地の中のどこかに建てるパターンの2つを示していますが、どこに建ってもステージの話も含め将来の市民広場のあり方は現状のままで良いのか、また市民広場の老朽化もあるため、いずれは何らかの改修をしなければなりません。庁舎が建った後、市民広場と連続性を持たせるためにどのように工夫していくのか、さらに定禅寺通りまで巻き込んだ賑わいの創出をどのように考えていくのかを今後あわせて考えていきたいと思います。

鈴木委員： 市民広場に毎回屋根を付いたりトラスを組むのに何百万円も予算がかかっています。もともと屋根が付いているステージだと、利用者の予算も削減できて良いのではないのでしょうか。

姥浦委員： 結局一番大切なのは、敷地と道路を含めた市民広場と定禅寺を一体的に考えないといけないということです。それはそのうちいつかではなく、まさに今一緒に考えなければ、市役所ができてから市民広場を考えると困る条件が出てきてからでは後戻りができなくなると思います。

順番としては、先に市民広場を考えてから市役所の建て替えを考えるというスケジュールで行くと、資料4の3(1)と(2)で市民広場を検討したうえで本庁舎の検討をするか、本庁舎の検討をし着工したうえで市民広場を検討するのかという二者択一です。本庁舎の検討と市民広場の検討を同時並行でお互い取り入れるべき部分を取り入れていかないと、極端な話、市民広場と全く違う方向を向いた市役所ができ、市役所と全く違う方向を向いた市民広場ができ、それと関係なく定禅寺通りができ、結局何をやったんだろうということになってしまいかねませんので、この3つは一緒に考えるべきだと思いますがいかがでしょうか。

事務局： 並行して考えることはできますが、市民広場と本庁舎を一緒に考えると、市民広場の今後の将来計画が固まらず本庁舎の検討が遅くなるので、本庁舎は本庁舎としてまずは考えていきます。将来の市民広場の在り方も並行して考えますが、それを新庁舎とどのように連結させるかを工夫し、市役所の設計に反映できるようにしていきたいという考え方を示したところです。

増田委員長： 1棟で建てる则かなりボリュームが大きくなってしまふので、市民広場側の入り口と建物の1階部分をどう擦り合わせていくかが重要なテーマだと思います。ハコのような建物をあえてこちら側に引張ってきて圧迫感を強めてしまう配置計画を強いる必要はないのではないのでしょうか。建物自体を壁面ギリギリまで持ってくるよりも、アトリウムや半屋外の空間に自由を持たせて張り出させ、ボリュームを下げるのは有効な議論であると思います。

もう1つ、新庁舎が建った後、北側にオープンスペースができて建て替え用地として使わざるを得なくなりますが、1階部分を通り抜けて北側のスペースにもアクセスできるなど北側の空間を今後どのように使うのかをある程度視野に入れて議論をする必要があるのではないのでしょうか。現地建て替えも主に置きながら、東西の交通の処理、バス停の再編成といった、もう少し広域のエリア全体を見て本庁舎の議論をまとめたいと思います。

伊藤委員： アンケートを取った時、市民広場や周辺道路まで市民の皆様は考えが及んでいたのでしょうか。アンケートが庁舎自体だけではなく、周辺のなものをどれだけ今まで捉えてきたのかだと、市民広場が重要な位置を占めるためそれに関しての皆様のご意見だというような多角的な面から声を拾ってみてもよろしいのではないかと、思って拝見していました。

高橋委員： 勾当台公園の地下駐車場の絵が資料7にあるのですが、文章を拝見すると、ここは本庁舎の間の道路と本庁舎の敷地にかかっているのだからここも解体することになると思います。勾当台公園の地下駐車場はそれなりに古く、いずれ改修すると想定しますが、いつ頃からあるのでしょうか。またこれは市の持ち物ですか。

事務局： 勾当台公園の地下駐車場は平成になる少し前に造ったと思います。市民広場をどうするかという議論をする時に、地下駐車場もセットで考えていくと思います。市民広場を改修するにあたって、市営の駐車場が必要なのかも含めて市民広場の議論を進めていくこととなりますので、今後、市民の皆さんを巻き込んで話し合っていくことになるだろうと思います。

高橋委員： 優先順位としては市民広場の一体化に話が来っていますが、資料8左下の低層棟と議会棟を先行解体して建てる方が将来的に一体感があり、例えばイベントの時にだけ道路を止めるというように広く使えて、手前側の広場と向こう側の広場が

繋がる形に見えました。道路の際にまで物が建ってしまうと、やはり道路の向こう側の方が良いという話になってしまうと思います。

この市民広場は毎日のように使われていて非常に重要なものであると思います。区役所や図書館、コミュニティ・センターなどはより開放的になる必要性がありますが、市役所は開放性が限られているため、市民は市役所の中にはあまり行かないと思います。そのような時、広場として自由に使える部分がいかにかちゃんと取れるのでしょうか。周辺住民としてはもともと建物がたくさん建っていたところだからあまり影響はないのかなとも思っています。今空地となっている市民広場も含めて、その点の優先順位はどのようにお考えでしょうか。

事務局： 今の基本構想を作るという段階で決めていかなければならないのは、庁舎の建て替えの場所をどこにするのか、ということです。資料7・8で示している、限定的に道路の部分までを含めるパターンか、現在の敷地の中で建て替えるパターンのどちらにするかを決めなければなりません。1棟案や2棟案がありますが、議会棟は行政と一体になるべきか単独で行くのかは議会で議論している状況です。議会の考え方を聞いてからこちらの結論を出すこととなります。

つまり我々が基本構想の中で考えるべきことは、まず建て替え場所、次に行政棟を1棟で整備するのか2棟に分けるのか、ということです。その後の基本計画の段階で、敷地のどこに建てるのが一番良いのかを考えることとなります。

西側に建てるとう市民広場との一体感は増しますが、その手法で建てる場合に、それを整備するために実現しなければならない低層棟や議会棟の先行解体、それに伴う仮移転が量的に増えますが、その手法を取ってまでも将来の最後の形としてはこれが望ましいのではないかなとなるのか、あるいはそこまでお金がかかるのであれば違うパターンの方が良いのではないかなとなるのかという配置計画は次の段階で議論します。ここでの議論は次のステップに反映されていくものであると考えています。

内田委員： 市民広場の前に建設する場合に、現在の下水道網を再構築しなければならないのがネックですが、現在の下水道網が作られたのは何年ほど前なのでしょうか。

また敷地のどこに建物を建てるのかを議論していますが、様々な意見が出た中で客観的なデータとしてどうなのか、ということです。例えば、市民広場に隣接したところに建物を建てた場合、日射はどの程度影になるのか、また道を封鎖する形で建物を建てた場合、どの程度の渋滞が発生するのかなど、計画を立てた後にアセスメントをするのではなくて、アセスメントの前段階である程度客観的なデータを示したうえで議論すべきではないでしょうか。

事務局： 下水道網については今の市役所ができる前には少なくとも下水管は埋めているので、約50年以上は経っていると考えられます。

建物の日照や日影の出方は図面としては作れるとは思いますが。また交通量の調査については、この案を採用することになると、資料7右側の「スケジュール」



の紫で示した廃道影響シミュレーションを本格的に行わなければ分からない状況です。実際の交通量や、実際に車の交通を止めるとなった時の迂回の仕方や渋滞の影響も含めて調査を行い、その結果を踏まえて交通管理者や公安委員会、警察と協議します。そのような作業をするだけで、3年かかるというスケジュールになっています。

堀江委員： 資料8のなぜ現在地に建てられないのかについてです。新庁舎を現地に建てることは何ら問題無いと考えます。問題点は議会棟を移すということだけで、軒先まで建物を建てることは現在地でも規模的に決して難しいことではないと思います。議会棟をわざわざお金を出して借りる場合、効率的な使い方をすると、8階の大ホールや5つや6つある委員会室を暫定的に何年か議会棟の代わりにすることができると思います。議会棟を最初から撤去して低層の軒先を取ると、大きな建物を建てられるようになります。

また市民広場についてですが、市役所内で憩いをする人がいるのでしょうか。むしろ広場を拡大するという考え方が必要だと思います。その点で、市役所建設と市民広場は最初から同じレベルで考える必要があると思います。将来的に市民広場は大きくするという前提条件で、現在の庁舎をどこにどのように建てるかということです。これだけの利用頻度があるのに市役所を建てた後に市民広場を考えるのは筋違いだと思います。

また道路を廃道にすることについてですが、あの道路は幹線道路であり、市役所に来る動線としては非常に大事だと思います。そのような道路を廃道にするのは良くないと思うので、市民広場はより大きくするという前提条件で新庁舎は現在地に建てるべきだと思います。

増田委員長： 市役所に駐車場がもっとほしいという意見はこの間のワークショップや今回のアンケートでもあるのですが、皆さんが市役所に自家用車で駆けつけてしまうとなかなか捌ききれないのも事実ですので、地下鉄ができたことも含めてこの部分の公共交通アクセスと自家用車アクセスについては同時に議論していかなければなりません。北側にある立体駐車場の容量が無くなった時にどう補うのかも含めて、この交通問題については本格的に議論しないといけない気がします。廃道影響シミュレーション以上に周辺の駐車場整備と地下の駐車場を今後どうするのかを、もう少し長いスパンで交通計画をするべきだと思います。

事務局： 補足です。資料8の現敷地内に建てるパターン、議会棟のところに建てるパターンについてです。もし議会棟を仮移転する場合ですが、市議会運営に差支えがあるため議会の機能を本庁舎以外で確保するのは厳しいので、8階ホールや委員会室を活用することは念頭にあると思いますし、議会棟にある議会事務局や会派の控室といった部屋を8階フロアなどに移したり、8階にある健康福祉局を他の場所に出すというシミュレーションも行って検討していきたいと思います。

広場との繋がりについては、今後どこに建物を設けると広場との一体性がどうなるのか、来庁者用の駐車場はどこに設けられるのか、アトリウムや防災広場はどのような配置ができるのかも含めて、配置計画の際に議論していきたいと思います。

佐藤副委員長： 新庁舎の高層棟の建物高さについてです。資料6では19階建てという設定になっていますが、本庁舎の高さの制約条件はあるのでしょうか。

事務局： 仙台市では景観計画を定めています。街の中心部では高さ制限はありませんが、市役所を建てるこの勾当台エリアでは、青葉山から勾当台エリアを見たときに大きい建物が建つと景観上良くない、見通しが悪いということで、高さ制限が基本的に60mとなっています。緑化面積を増やしたりすると緩和措置があり、80mまで建てられるようになります。それに従いシミュレーションすると、80mでは19階建てくらいとなります。

佐藤副委員長： 延床が決まっても高さを変数になっていると、いかようにでも基準階の面積も変わってくるためいろいろなバリエーションが生まれますので、配置計画や一体性と関連して何が制約なのかを条件設定として確認させて頂きました。

事務局： 先ほど詳しく説明はしませんでしたでしたが、資料6の想定建築概要に高さや基準階の面積がありますが、1棟で整備するパターンでは基準階専有面積は約2,050㎡あり、1フロアで大きな面積が取れます。今は本庁舎の中で局が2フロアにまたがっているところもありますが、それが少なくなる可能性があります。2棟で整備するパターンはA棟の場合は1,200㎡、B棟の場合は1,600㎡で基準階の面積が小さくなるので、2棟に分けることのメリットももちろんありますが、1フロアの面積が小さくなることで局が2～3フロアに分かれる可能性も高くなります。建て替えをする際に、そのどちらが機能的にも良いのかは考えるべき視点だと思います。

山浦委員： 確認ですが、資料7の1.(1)②で工事中は地下駐車場の収容能力低下は短くても6年くらいとのことですが、廃道として道路にしっかり庁舎を計画した際に、駐車場の入口は取れるのでしょうか。

事務局： オレンジの点線の左側の方に出入口があるので、入口からの出入りは問題ありませんが、オレンジの道路の下の部分については建物が建ってしまうので、そのエリアは使えなくなってしまいます。あとは取り合いの関係で実際にどこまで使えるようにするのかという話があります。地下駐車場の改修部分の費用もかなりかかるものだと理解しております。

山浦委員： 市民広場は現在多く利用されているため、現状を確保しながらもう少し展開はないのでしょうか。真ん中に大きな物が建ってしまうと市民広場との繋がりが遮断されてしまうので、できるだけ下がった形で作った方が現行の市民広場との連関が作れると思います。ただ、地下の構造物はいずれ改修もあり、上の市民広場だけ残しておくわけにはいかないと思いますので、将来の課題として地下駐車場はどうあるべきかというのは議論しなくてはならないと思います。その時にソフトとして、イベント時に公道を一時的に止められるのかということや、北側と一体的に使える仕組みだとか、将来的に北一番丁の道路の拡幅によって本当にできるのかどうかという議論もしていくうえで、発展性を持たせるなら市民広場から北側に広がるような可能性を残した本庁舎の配置をした方が良いのではないのでしょうか。

姥浦委員： 建物自体については道路を入れると時間的に厳しいところは所与の条件として捉えています。庁舎を敷地の中だけで考えるのには大反対です。これから一体的に時間を経て議論を進めていくというお話しは信頼していますが、そのスケジュールが全然書かれていないですし、それがどのようにお互い積み重なっていくのかが具体的にないところを危惧しています。

定禅寺については先週と4月23日にも市民の方をお招きするシンポジウムがあり、市役所でもかなり本格的にやっている中で、定禅寺と市民広場と庁舎の建て替えがどのように空間的にも時間的にも連関しながら進んでいくのか、10年後、20年後にどのような形になっていくのかが見えるようになっている資料があると、皆さんが安心できると思います。そのあたりが分かる資料を作っていたらと思います。

事務局： もし現地で建てる案に決まれば庁内の会議を立ち上げて検討していくイメージはありますが、今の段階で今後のスケジュールのシミュレーションが必要であれば検討して作成します。

定禅寺通りの活性化は動きつつあります。市民広場をどうするのかについては議論は始まりかけましたが、本庁舎がどこに建つかも分からず市民広場に建つこともあり得るという時期に、市民広場について議論するのは時期尚早なためストップがかかっていました。今後市民広場と定禅寺通りを連携してどう考えていくのか、分かりませんが資料を作りたいと思います。

高橋委員： スケジュールの中に設備故障多発期とコンクリート限界について非常に明確な年数が示されていますが、この深刻さについてご説明頂いてもよろしいでしょうか。資料4を拝見すると、本庁舎の老朽化は見ての通りです。震災を経て苦労されているのは存じ上げていますが、スケジュールの面で平成41年にコンクリートの耐用限界が来て、道路の廃道を考慮するとさらに3年遅れるとなると、現地建て替えするしかないように見えてしまいます。

事務局：コンクリートの中性化については平成28年度に調べています。アルカリ性のコンクリートが空気に触れることによってだんだんと中性化し、中に入っている鉄筋が腐食したり爆裂したりするので、いつその現象が起きるかを専門家の方に調査してもらった結果、昭和40年に建設された本庁舎のコンクリートについてはスケジュールの図表で示している平成41年頃が限界であると示されました。設備の老朽化とコンクリートの中性化の度合いを考えると本庁舎の耐用限界はいよいよ限界に差し迫っているため、それも建て替えが必要な一つの理由となります。気象状況によっては劣化の進行が早まるとも言われています。

高橋委員：上の部分など、はつらなくてはならないほど危ない箇所は実際にあるのでしょうか。

事務局：ここでは内部のコンクリートや外壁・内壁を中心にやっていますが、コンクリートの中性化だけが原因なのではないですが、建物なので屋上や外壁の劣化は進んでいます。本庁舎もそろそろ外壁を直さなければならないし、屋上の防水もしなければならないのですが、不具合があればその場で取り繕っている状況なので、本庁舎の完成の目途を持って、今のうちにどこを直せるか、どこに金をかけるべきなのかを考えなければならないという選択を迫られることも多々あります。

大草委員：二つ質問があります。一つ目はいろいろな建て替えの整備のパターンの中にある「圧迫感」の定義がよく分からないため、改めて教えて頂きたいということです。なぜそのように思ったかと言いますと、皆さんの日射のお話から、なるほどそういう視点があるのかと思いましたが、自分は逆に市民広場をイベント主催側ではなく使う側で見た時に、市役所が遠くに感じていたので、圧迫感というよりは近づいてくれた方が一体感があるのではと思ったからです。圧迫感の捉え方はそれぞれの立場によってかなり違うので、改めて圧迫感の定義が欲しいと思います。もしかしたらデザインによっては近づいて親しみやすい感じになるかもしれませんが、この辺りをプラスに取るかマイナスに取るかが分からないので説明をお願いいたします。

二つ目は議会棟と行政棟を分ける議論についてです。これはこちらで議論するものではなく議会が決めるという話でしたが、市民の立場からすると、今は議会棟と行政棟が分かれているため議会棟に入る機会が無く、議会でどういう議論がされているか分からない状態です。もし仮に行政棟と議会棟が一体であり議会が公開されているとしたら、何かのついでに見る機会が増えるのではないのでしょうか。議会の意向が一番ではありますが、もし開かれている議会を目指すのであれば一体になっていることもポジティブかなと感じます。

事務局：圧迫感については定義という大それたものはありません。建物を市民広場に接近させた場合、市民広場から見るとすぐ隣に大きな建物がある、ということです。

姥浦委員： 距離を1とした時に高さ2を超えると圧迫感があると言われていました。高さが2～1だと囲まれ感や落ち着きがあり、1/2を下回ると寂しいイメージになります。そのため、一般的には距離：高さが1：2くらいが境界と言われていました。

伊藤委員： 周りに建物ができると市民広場で主催イベントをやった時に、朝と夜の気温差、日照的な問題はあるのでしょうか。西側の、ステージを整備した場所ではビルがそびえ立っており、太陽が昇るまでは6月でも朝は寒い状態です。市民広場では年中いろんなイベントをやっているの、人によって気温差を感じることはあるのではないかと思います。

事務局： 先ほどの続きですが、議会棟を単独で造るのか一体で造るのかは、議会の中でも議会棟やその機能をどうしていくのかを議論をしています。新しい市役所の本庁舎を建てる時には議会棟を単独で整備するパターンは全国的に少なく、一体で整備してその中のどこかに入るパターンが主流になっています。そのため議会の中では単独ではなく一体棟の方向での議論になっていると思います。

開かれた議会という部分については議会の方でもかなり意識をされているので、市民の方にも来てもらえるような仕掛けや機能も併せて検討しています。この検討委員会で、開かれた議会にすべきなどの、議会機能に関してもご意見があればおっしゃって頂いて構いません。

増田委員長： 市民利用施設と議会の一体化はもっとあり得ると思いますし、議会は使っていない時もあるので、その議論もいくつかあるでしょう。氷見のフューチャーセンターの例もありましたが、それは行政機能でもあるし逆に市民利用機能でもあるし議会機能とも連動した新しい使い方の提案も相互に出てくると良いと思います。

#### (4) まとめ

増田委員長： 今後の進め方ですが、もう少し詰めなければならないところがあるかと思います。可能であれば4月にもう1回追加で開催したいと思います。事務局で日程の予定などあればお願いします。

事務局： 4月に追加する日程につきましては、4月23日の月曜日、午後2時から、市役所の本庁舎で行うことでお願いできればと思います。

増田委員長： 少し持ち越しになってしまいますが、次回はそういう方向で検討を続けて、5月の中間案報告に向けて進めていきたいと思います。それでは本日の会議はここまでといたします。お疲れ様でした。ここで、進行を司会にお返しします。

## (5) その他

- 司 会： ありがとうございます。再度日程の確認でございます。
- 4月に追加する会議の日程につきまして、4月23日（月曜日）の午後2時から、場所は市役所本庁舎ということでお願いしたいと思います。
- そのあと、5月の会議ですが、5月24日（木曜日）午後2時からを予定しております。先ほどのお話のとおり、4月の会議では、引き続き議論をいただきまして、5月の会議までに中間案として取りまとめを予定しております。
- 4月の会議の資料は、庁舎・市民広場・定禅寺通の関係を踏まえた今後の検討スケジュールなど、可能な範囲で作成してお示ししたいと思います。
- また、今回の議事録が出来上がりましたら皆さまにお送りしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

## 4 閉会

- 司 会： それでは、以上をもちまして、第3回仙台市役所本庁舎建替基本構想検討委員会を閉会させていただきます。本日は長い時間ありがとうございました。